

ID: 514

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第44条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【根拠条文】 第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。 (1) 一部負担金を減額すること。 (2) 一部負担金の支払を免除すること。 (3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。 【基準】 根拠条文及び芦屋市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱要領による。 【芦屋市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱要領】 第3条 法第44条第1項に規定する特別の理由がある被保険者とは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす世帯に属する者(以下「減免等対象者」という。)とする。 (1) 当該被保険者の属する世帯(以下「対象世帯」という。)に属する者が、次に掲げるいずれかの事由に該当することにより、一時的に生活が著しく困難になったと認められること。 ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。 ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 エ その他市長において必要と認めたとき。 (2) 当該世帯に属する者が、利用し得る資産及び能力の活用を図っていること。 2 前項の資産及び能力の活用を図っているとは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。この場合、住居は別であるが、生計費の一部として仕送り等を受けている場合に、同一世帯として認定することが適当であるときは、同一世帯として認定する。 (1) 当該世帯が保有する資産のすべてが、生活又は営業上の必需財産であること。ただし、徴収猶予の申請はこの限りでない。 (2) 当該世帯の世帯員のうち労働能力を有する者は、すべて働いていること。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときはこの限りでない。 (3) 当該世帯の世帯員のうち公私の負担又は援助を受けられる者は、それを受けていること。 第7条 当該世帯における資産の状況及び世帯員の就労状況については、世帯主から聞き取るものとする。なお、資産の状況については、次の各号に留意するものとする。	

(1) 宅地 当該世帯の居住の用に供せられる家屋に付属した土地であれば、著しく保有の限度を超えるものを除き、原則として保有を認める。 (2) 家屋 当該世帯の居住の用に供せられる家屋であれば、著しく保有の限度を超えるものを除き、原則として保有を認める。 (3) 事業の用に供せられる家屋(居住用家屋を除く。) 当該家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を著しく失する場合を除き、原則として保有を認める。 (4) 貸家 家賃の合計年額が貸家を売却した場合の代金よりも多いと認められるような場合を除き、原則として保有は認めない。 (5) 預貯金 確認した金額が著しく高額でない場合は、原則として保有を認める。 また、震災に伴う義援金、災害弔慰金、災害見舞金等で自立更正のために必要な資金として保有するものは、その保有を認める。 なお、「著しく高額でない場合」とは、世帯の構成、状況等により異なるため概ね基準生活費の3月分以下の場合を目安に判定する。 (6) その他の資産 生活又は営業上の必需財産であり、当該資産の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を著しく失する場合を除き、原則として保有を認める。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日